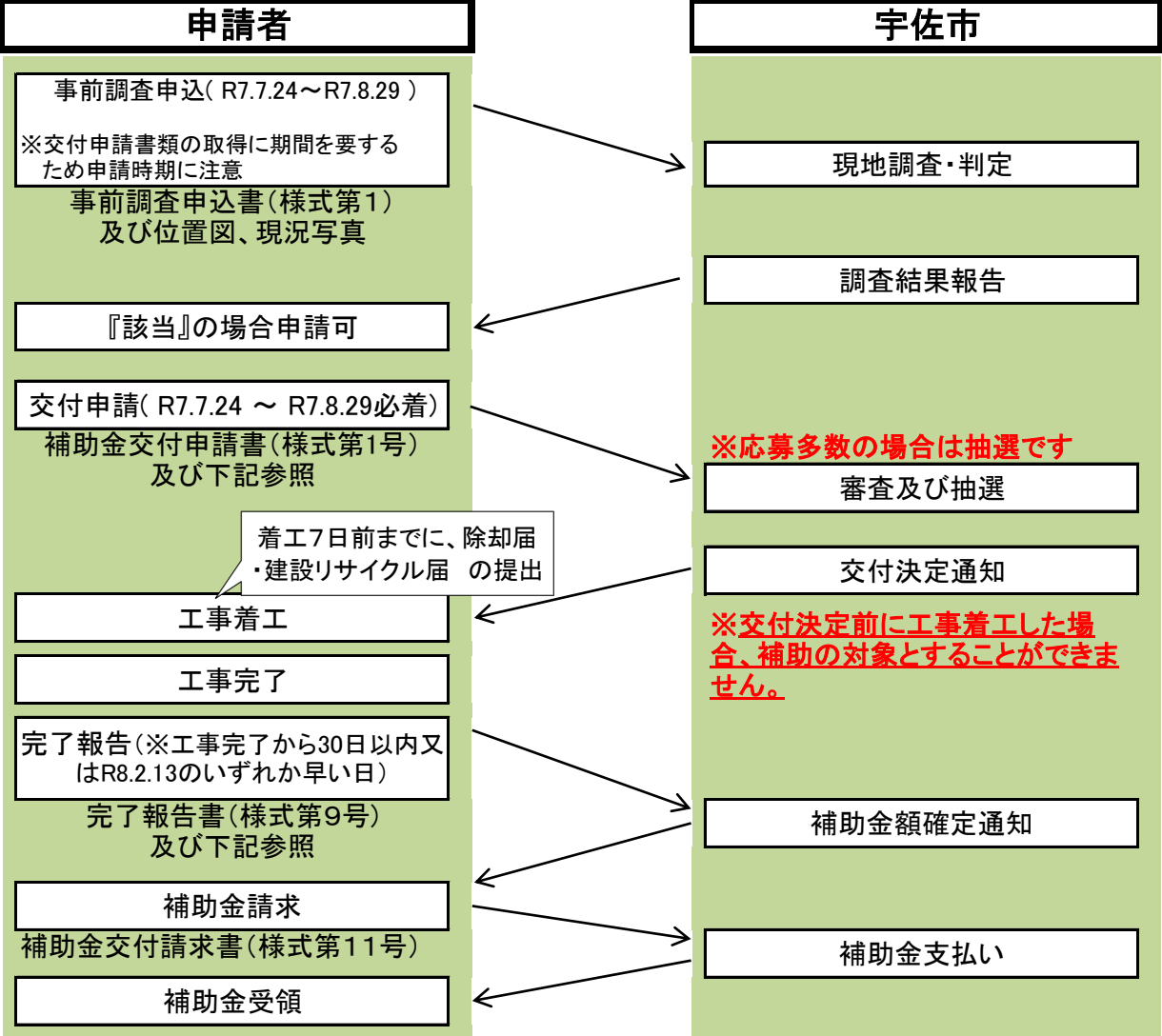


(追加募集) 令和7年度 老朽危険家屋等除却促進事業 補助金の申請手続きについて

- 老朽化し危険な住宅を除却する場合に、除却工事費の2分の1(上限50万円)を補助します。  
(注: 応募多数の場合は抽選となります。)
- 申請前に事前調査をなるべく受けるようにしてください。  
(事前調査を受けることにより、あらかじめ老朽危険家屋等に該当するかが確認できます。補助金申請をスムーズに行うことができますので、ぜひご活用ください。)
- 申請手続きの流れ及び必要書類については、下記をご参照ください。
- 補助対象に該当するか、裏面の確認表でご確認ください。



補助金交付申請時必要書類

- (1)実施計画書(様式第2号)
  - (2)除却工事見積書の写し
  - (3)位置図
  - (4)床面積求積図  
(居住以外の用に供する部分がある場合にあっては、その面積を明記すること)
  - (5)現況写真
  - (6)老朽危険家屋等の所有者を確認できる書類(登記簿謄本等)
  - (7)誓約書(様式第3号)
  - (8)申請者が老朽危険家屋等の所有者以外の者である場合は、  
老朽危険家屋等の所有者との相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等)
- ※その他審査に必要な書類を求める場合があります。

完了報告時必要書類

- (1)工事請負契約書の写し
- (2)工事の領収書の写し
- (3)工事写真(施工前及び施工後)
- (4)マニフェストの写し(E票)

※その他審査に必要な書類を求める場合があります。

## 老朽危険家屋等除却促進事業 申請要件確認表

### 1. 申請者の要件

|                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 申請者が次のいずれかに該当する          |
| <input type="checkbox"/> | 建物の所有者（登記簿謄本等により確認できます）  |
| <input type="checkbox"/> | 建物の所有者の相続人（戸籍等により確認できます） |
| <input type="checkbox"/> | 建物の所有者から同意を得た者（同意書が必要です） |
| <input type="checkbox"/> | 申請者が法人等に該当しない            |
| <input type="checkbox"/> | 申請者が宇佐市税を滞納していない         |
| <input type="checkbox"/> | 建物の所有者が宇佐市税を滞納していない      |

### 2. 建物の要件

|                          |                                             |
|--------------------------|---------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 建物の構造が木造または軽量鉄骨造である                         |
| <input type="checkbox"/> | 建物の床面積の過半が居住の用に供する                          |
| <input type="checkbox"/> | 建物に所有権以外の権利が設定されていない                        |
| <input type="checkbox"/> | 法人等が建物の所有権を有していない                           |
| <input type="checkbox"/> | 道路もしくは隣接敷地に倒壊のおそれがある、又は街並みの景観を著しく害している建物である |
| <input type="checkbox"/> | 建物が老朽危険家屋に該当する → 事前調査を受けることにより、確認できます       |

申請にあたっては、上表1、2の要件をすべて満たす必要があります。